平成23年1月10日 SL主催者通達 No. 0162

SL カートミーティング主催者各位

一般社団法人SLカートスポーツ機構 代表理事 小島 義則 SLカートクラブ 代表 新徳 公卓

《 旧型ピストン使用期限の変更について 》

お世話になります。日頃より SLカート普及活動に尽力を賜りありがとうございます。 2010 年 6 月にご案内させて頂いきました SL 通達 No.0155 で旧型ピストン使用期限を 2010 年 12 月までとご案内させて頂きましたが、ユーザーへの周知徹底が不十分である状況と、昨今の経済状況によるユーザー負担を鑑みて、猶予期間を設けることにしました。 猶予期間ならびに施行日に関しましては各地区での判断となります。各地区の状況を下記表にまとめましたので、ご確認をお願いします。

地区	猶予期間	施行日
北海道地区	2011年1月~6月末	2011年7月1日
東北地区	2011年1月~6月末	2011年7月1日
関東地区	2011年1月~6月末	2011年7月1日
中部地区	2011年1月~6月末	2011年7月1日
近畿地区	2011年1月~6月末	2011年7月1日
中四国地区	2011年1月~6月末	2011年7月1日
九州地区	2011年1月~6月末	2011年7月1日

以上、

以下余白。